

江戸川区鹿骨地域を「農の風景育成地区」に指定します

東京都は、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために創設した農の風景育成地区*の6か所目を、次のとおり指定しますので、お知らせします。

※ 減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、平成23年度に都が創設した制度です。本制度は、農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していく制度です。

1 申請者

江戸川区

2 名称

第六号鹿骨地域農の風景育成地区

3 位置

江戸川区鹿骨一丁目及び二、三、四、五、六丁目、
新堀一丁目の各一部

4 区域図

別添「区域図」のとおり（約90.5ヘクタール）



鹿骨地域の農の風景（©江戸川文化写真連盟）

5 地区の概要

別添「鹿骨地域農の風景育成地区構想図」のとおり

※ 当該地区の詳細については、江戸川区のホームページからご覧になれます。

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e016/toshikeikaku/keikan/nou_fukei.html

6 指定年月日

令和5年4月1日

7 その他

- ・ 都市整備局ホームページ

（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html）に、「農の風景育成地区制度」の概要と指定済みの地区の情報を掲載

本件は、「『未来の東京』戦略」を推進する事業です。

戦略13 水と緑溢れる東京戦略「緑溢れる東京プロジェクト」

問合せ先

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課

直通 03-5388-3315

Eメール S0000169(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。